

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 21.6.12 第 171 回国会第 18 号

6 月 12 日（金）、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）
- ・原案及び修正案について、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・西村智奈美君外 6 名（民主、社民、国民）提出の修正案の撤回を許可することに、協議決定しました。
 - ・質疑を終局しました。
 - ・上川陽子君外 3 名（自民、民主、公明、社民）提出の修正案について、提出者上川陽子君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・高橋千鶴子君（共産）提出の修正案について、提出者高橋千鶴子君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・高橋千鶴子君（共産）提出の修正案に対し、国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、舛添厚生労働大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
 - ・高橋千鶴子君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。（賛成 - 共産 反対 - 自民、民主、公明、社民）
 - ・上川陽子君外 3 名（自民、民主、公明、社民）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民）
 - ・上川陽子君外 3 名（自民、民主、公明、社民）から提出された附帯決議案について、西村智奈美君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

新井悦二君（自民）

- ・子の看護休暇を拡充するに当たっては、3 人以上の場合でも子どもの人数に応じて付与日数を増やすべきではないか。また、看護休暇については半日単位、時間単位で取得できるよう法律上明記すべきではないか。
- ・今回の改正により企業負担が増加することで実効性が上がらないことが懸念される。特に中小企業に対するきめ細やかな配慮が必要と思われるが、どのような配慮がなされているのか。
- ・育児休業に関する不利益取扱いをめぐる紛争が生じる原因に休業中の労働条件が予め決められていないことがある。休業中の待遇等の書面での明示について現行の努力義務を義務化すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

鴨下一郎君（自民）

- ・合計特殊出生率は 3 年連続で微増している。様々な少子

化対策が行われている中で、厚生労働省として、どのような施策による効果と分析し、どのように今後の施策の展開につなげていくのか。

- ・子どもの健やかな育ちにとって父母と子どもがしっかりと向き合う時間を確保することが重要である。子ども中心という観点から 0 歳児保育ではなく育児休業の取得を促進した方が子どもにとっても予算的にも良いと考えるが、それができない理由は何か。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、テレワークの普及促進を図る必要がある。その環境整備として労働時間の管理等の適正な雇用管理が求められるが、厚生労働省の取組状況を伺いたい。

榎屋敬悟君（公明）

- ・妊娠から出産、育児までの一貫した両立支援サービスを確立し、幅広いサービスに関する情報をワンストップで提供する仕組みを設けるべきと考えるが大村厚生労働副

大臣の見解を伺いたい。

- ・昨今の経済不況を受けて労働時間が減少傾向にあることから、この不況を、働き方を見直して長時間労働を減らす機会とすべきと考えるが厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・安心こども基金の運用に当たっては、地域の実情に応じた取組への対応、地方負担の軽減、事業間の流用等の地方自治体からの要望に配慮すべきではないか。

柚木道義君(民主)

- ・これまでの本委員会での議論を受けて、育児休業に関する労働条件等の書面による明示を義務化することについて、厚生労働大臣はどのように考えているのか。
- ・育児だけでなく介護に係る短時間勤務制度に対する支援についても強化する必要があるのではないか。
- ・中小企業子育て支援助成金について、同一人物が複数回育児休業を取得した場合についても支給の対象にする必要があるのではないか。

園田康博君(民主)

- ・雇用均等室は安易に指導打切り等をせず、裁判等の他の手段を示すなど労働者の立場に立った丁寧な対応を行うべきではないか。
- ・短時間勤務制度、所定外労働免除制度の義務化について、雇用期間が1年未満の労働者等を労使協定により除外できることとしている理由は何か。
- ・介護休暇の取得方法については、家族が要介護状態にあることを事前に示していなくとも、労働者の直前の申出により取得できることを確認したい。

西村智奈美君(民主)

- ・両親ともに育児休業を取得する場合に1歳2月まで休業期間を延長することとしているが、延長期間を拡大する

べきではないか。

- ・有期契約労働者への育児休業制度の適用に当たって、「実質的に期間の定めのない契約と異なる状態」についての考え方はパート労働法と合致していると考えてよいのか。
- ・育児休業の申出は書面によることを事業主だけでなく母子健康手帳への記載等により労働者にも周知徹底するべきではないか。

高橋千鶴子君(共産)

- ・介護休業について、育児休業と同様の社会保険料の免除、休業期間の延長、休業終了後の短時間勤務制度の義務化等を行うべきではないか。
- ・労働基準法第19条において解雇が禁止されている産前産後休業後の「30日間」の期間を延長すべきではないか。
- ・非常勤の公務員について育児休業制度から除外すべきではないと考えるが、厚生労働大臣の所見を伺いたい。

阿部知子君(社民)

- ・世界保健機関のフェーズ6の宣言を踏まえ、今後の新型インフルエンザ対策については、発熱外来中心から一般医療機関中心の対応に変更すること、サーベイランス体制の強化を図ることが重要と考えるが、厚生労働大臣の所見を伺いたい。
- ・雇用均等室への相談件数が大幅に増加しているにもかかわらず、常勤職員は増やさず非常勤職員の増加により対応していることについて、厚生労働大臣の所見を伺いたい。
- ・男性の育児休業取得率を2017年までに10%にするという政府の目標は今回の改正により達成可能と考えるか。また、男性の育児休業取得促進のためにさらに積極的に施策を講じていくことが必要ではないか。